

花見川区民まつり出店募集要項

(令和6年度)

花見川区民まつり実行委員会事務局（千葉市花見川区役所地域づくり支援課内）

令和6年7月

この要項は、花見川区民まつりにおいて出店者を募集する上で必要な事項を定めたものです。応募にあたっては、本募集要項を精読のうえ、出店参加申込書を提出してください。

1 イベント概要について

イベント名	第32回花見川区民まつり
日時	令和6年10月27日（日）午前10時～午後3時まで
会場	花島公園

2 出店内容及び応募資格について

模擬店

物品を提供し、利益を得る店舗をいう。

出店者

以下のいずれかに該当する者

- (1) 千葉市内を中心として活動する町内自治会等の地域団体及び福祉団体
- (2) 千葉市内に店舗等を構え営業する者（以下「一般団体」という）
なお、食品営業許可を有していること。
- (3) その他、特別に花見川区民まつり広報部会（以下「広報部会」という）で認められた者
※ただし、露天商及び前年度までに問題をおこした団体等は除く

選定方法

地域団体・福祉団体を優先とし、応募多数の場合は広報部会にて選定する。
選定基準は、出店物の内容及び、過去の実績等を考慮するものとする。

3 出店品目について

法令を遵守し、公序良俗に反さず、地域を盛り上げるイベントとしてふさわしい内容としてください。特に、飲食物の提供を行う場合は、安全・衛生に細心の注意を払ってください。

動物・生き物、その他イベントにおける提供にふさわしくない品目であると花見川区民まつり実行委員会または千葉市保健所が判断した場合は出店できませんので、あらかじめご了承ください。

飲食の販売においては、食品衛生等の観点から以下のとおり一定の基準を設けます。
詳細は保健所が作成する「屋台・露店等での飲食店営業の申請について」のとおり。

(1) 調理販売（会場内で調理又は飲食するもの）

一般団体においては、食品営業許可（屋台を利用して食品の営業を行う許可で、営業区域が「千葉県内一円」で有効期限内のもの）を有している事業者に限り販売が可能です。

※キッチンカーによる販売は不可です。

地域団体及び福祉団体の場合、食品営業許可は不要ですが、調理販売は一般団体と同等基準によるものとします。また、取扱い品目については別紙を参照。

(2) 包装品を未開封で販売する場合（持ち帰り販売を前提とするもの）

冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがない場合に限り販売が可能です。（カップ麺や、パッケージされたスナック菓子等を想定しています）

(3) 飲料品

かん・びん・ペットボトル等の容器に密閉された飲料の販売に限ります。容器に注いで提供する形態の販売は、調理販売の基準によるものとします。

4 出店場所について

広報部会において調整するものとします。

5 出店に伴い必要な備品等について

出店にあたり、テントは指定のものを使用していただきます。また、備品の一部（長机（ビニールクロス付）・椅子）については、ご希望により広報部会より有料でレンタル可能です。金額は以下のとおりです。

- ・テント 3, 0 0 0円／間
- ・長机 1, 5 0 0円／台
- ・椅子 2 5 0円／脚

レンタル品に無いコンロ等の火気、調理器具、ポリタンクや消毒液等の衛生用品等については、すべて出店者が各自の責任において準備してください。

6 出店に際して必要となる費用等

出店にあたっては、備品等のレンタル料金の他に以下の参加料金を事前に納めていただきます。指定された時期・方法により速やかに支払いを行ってください。

- ① 地域団体 1間 4,000円
- ② 福祉団体 1間 3,000円
- ③ 一般団体 1間 12,000円

また、以下の特記事項2点については、特にご承知おきください。

(1) 中止等の場合の出店料等の取扱いについて

感染症の状況・荒天等のやむを得ない事情により、花見川区民まつりの全部中止または一部縮小による開催（以下、中止等）が 実行委員会により決定した場合の参加料金等の取り扱いは、以下のとおりとします。

- ① 開催日の5日前（10月22日）の12：00までに中止等が決定した場合。

→全額を返金します。

- ② 開催日の5日前（10月22日）の12：00以降に中止等が決定した場合。

→参加料金のみ返金いたします。

テント、長机・椅子等のレンタル料金につきましては返金いたしませんのでご了承ください。

また、①、②のいずれの場合であるかにかかわらず、中止等により発生した損害等につきましては一切の補償をいたしかねます。ご了承のうえお申込みください。

(2) 出店のキャンセルについて

出店者側の都合により参加を取りやめる場合は、いかなる場合も出店料の返金はしません。

7 出店申し込み方法

出店を希望される方は、出店参加申込書をご提出ください。

例年、多くの出店希望があるため、必ずしもご希望に添えるとは限りません。

8 出店決定

出店内容、過去の実績等を考慮し、広報部会にて選考を行い、後日、結果をご連絡いたします。

なお、提出書類は返却しませんので、ご承知おきください。

9 出店者説明会

出店者につきましては、出店決定後、別途ご案内する出店者説明会に出席していただきます。必ずご出席ください。

10 出店に関し必要な手続き

出店申込書提出のほか、出店の内容に応じ以下の届出が必要です。各届出については、出店が決定した団体に対し後日改めてお知らせいたします。

（１）食品を提供する場合

原則、千葉市保健所へ届出をしていただく必要があります。（包装品のみの販売等、不要な場合もあります。）

（２）火気を使用する場合

液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具（調理器具、ストーブ、発電機等）を用いる場合には、花見川消防署への届出が必要となります。なお、出店者毎に必ず消火器を備えてください。

11 出店に関するその他の取り決め

（１）出店全般に関すること

- ① 申込内容から出店内容の変更はできません。また、申込者以外の第三者に出店権利を譲ることはできません。
- ② 当日は、拡声器、マイクを用いた宣伝行為は禁止します。BGMの使用もできません。

（２）会場の使用に関すること

- ① 開催中は会場の美化に努め、ゴミ等が散乱しないようご注意ください。
- ② 会場内は歩行者専用ですので、開催時間中の車両の進入はできません。
- ③ 開催時間の前後の決められた時間に限り、荷物の搬出入を行うためとして車両を乗り

入れが可能です。荷物の搬出入は広報部会の指示を遵守してください。

- ④ 会場内には共用の水道がありますが、調理器具等の洗い物を公園内の水道で行わないでください。
- ⑤ 当日は駐車場の混雑が予想されます。出店者については近隣施設に専用の駐車場を確保し、ご連絡いたします。必ず指定された駐車場に駐車してください。
- ⑥ 荷物の搬出入は、指定の時間を遵守してください。

(3) 出店者の責任、義務に関すること

- ① 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- ② 花見川区民まつり実行委員会・警察・消防・保健所等により指導があった場合は、それに従ってください。指導に従わない場合、当日であっても出店を取りやめて頂きます。
- ③ 万が一、事故等が発生した場合、実行委員会への速やかな報告とともに、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- ④ 万が一、事故等が発生した場合、実行委員会への速やかな報告とともに、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- ⑤ 区民まつり終了後は、出店者が責任を持って周囲を清掃し、出店スペースの原状回復を行ってください。レンタル品についても、破損等が無いよう取扱いに慎重を期してください。なお、万が一著しい汚れや損傷等が認められた場合には、それに関わる諸経費については、出店者に負担していただきます。
- ⑥ 出店の注意事項について、遵守する旨の誓約書を提出していただきます。

12 お申込み・お問合せ

〒262-0026

千葉県千葉市瑞穂1-1

千葉市花見川区役所地域づくり支援課内花見川区民まつり実行委員会事務局

電話 043-275-6203